

議会だより

6月定例会

一般質問

Q1 不足する特定職種人材確保について

保健師や獣医師など特定の技能のある職種の人材が不足している状況と、今後も更に不足が予測されている中、ホームページやリクルートサイトへ掲載するだけの募集方法では不十分と思われる。



川本議員

学生をインターン等で受け入れる制度作り、学校等へ出向いて募集をかける直接リクルーティングなど、採用と受け入れ両方の改善の必要があり、そのため採用担当とある程度の予算も必要だと思うが、今後の人材確保の計画や目処はあるのか、村長の見解を伺います。

村長

村と致しましては、ホームページ等への掲載以外にもウォンテッドリーへの広告掲載をはじめ、東京・大阪等で行われるU



Q4 知夫チャンネルでの議会の放送について

議会の様子を傍聴ができない方のために知夫のチャンネルで録画を配信して欲しいという住民の声があるが可能かどうか、村長の見解を伺います。

村長

現在の知夫チャンネルの文宇放送は、村内無料電話の代替えとしてTVで見られるように開始したものでございますが、電話機のように好きな時間に好きなだけ見ることが出来ない設備であります。また、動画についても同様に、放送時間内に見ていただかないと視聴できないことや動画での放送の場合は3分が限度という機種でございますので、議会の全容放映は困難であると考えます。ご理解頂ければと思います。

結びに、議会の放映の有無について住民からのそういった要望があるようでしたら、まずは議会で実施の有無について協議のうえ、方向性を示されてからご相談頂けたらと考えますので、宜しくお願い致します。

Q1 公共牧場の整備並びに家畜市場建設について

知夫村の畜産は、輪転式牧畑を活用した入会権による共同の放牧場により、省力化と経費の節減ができ、子牛の生



山本議員

インターンフェアでの募集活動を実施しております。また、保健師確保においては、日本離島センターや僻地保健師協会などへの人材の紹介依頼、包括連携協定を締結している島根県立大学や島根大学での就職ガイダンスへの参加、島根県立大学生で保健師を志している学生のインターン受け入れの他、公務員や保育士等の学課を有する松江市内の専門学校や島根県立大学へ直接出向いて、人材の紹介をお願いしておりますが、今のところ、これといった成果を得られていないのが現状であります。

また、獣医師確保についても、知夫村だけでなく島前全体での獣医師が不足しているという現状を鑑み、県担当部局を交えた獣医師確保に向けた連絡会を立ち上げ、獣医師確保に向け取り組んでいるところでございます。本村の基幹産業である畜産業の振興を図る上では、どうしても乗り越えなければならぬ課題と認識しており、引き続き、県の担当部局や農業共済等と連携して獣医師確保に向けて取り組む所存でありますので、ご理解賜ればと思います。いずれに致しましても、本村と致しましては、そうした対応に加え採用試験を県が実施する統一試験に限らず、村独自で採用試験を随時実施できる体制を設けて人材確保に取り組んで参りますので、お知り合いに受験してみたい方が居られましたら是非、ご紹介いただければと思います。

なお、職員募集に要する予算について産については、他町村の畜産農家より有利な条件にあることから、収益増が得られるのが特徴です。

しかし、現在の公共牧場の状況は、牧柵、草地の荒廃と過放牧の解消が課題となっております。公共牧場の整備については、世界的な環境取り組みであるSDGs(エスディージーズ)の活動をはじめ、放牧と農業の営みである輪転式牧畑の自然景観は、世界遺産登録の価値があると言われており、隠岐ユネスコ世界ジオパークと併せて観光産業における外貨獲得の唯一の資源となっております。公共牧場の整備については、入会権の問題や限られた財源での管理運営を強いられる面がありますが、畜産業による村の発展を図る上での公共牧場の整備並びに畜産市場建設の取組について、村長の考えを伺います。

村長

公共放牧場の整備は、本村の基幹産業である畜産振興を図る上では、取り組まなければならぬ課題であると認識しているところであります。

現在、村と致しましては、今まで放牧頭数が少なかった中牧の整備を進め、東牧や西牧の過放牧を少しでも解消しようと整備を進めて参っておりますが、村内全ての放牧場整備という点から考えますと十分とまでは至っていない現状にあります。

先般、この件につきまして本村和牛

では、当初予算書に計上してあるものはもとより、予算に計上されていないもの、例えば、私も含めそれぞれの担当職員が出張時に併せて事業所を訪問している場合があることを申し添えたと思います。

Q2 水産加工場の事業計画について

水産加工場の事業計画について、加工場に向けた費用を黒字転換するまでの期間を決めた今年度の計画書はあるのか。また、事業企画はある程度の経営知識・経験を持つものによる作成が好ましいが、誰が作成しているのか。

また、住民からの声として漁協で不定期に販売されるマルゴなどの魚を加工し、お土産用や地元の人が安定的に魚介を買えるようにとの要望を聞くが、役場として加工場への要望はできるのか伺います。

村長

海産物加工場建設につきましては、補助事業や起債を主な財源として実施していることから、その際に国に提出した事業計画書が担当課にあり、計画書につきましては事業実施者本人の意向をもとに作成したものでございます。また、商品の村内販売等については、以前から要請しているところでございますが、現状は私からみても不十分と言わざるを得ない状況であると思っておりますので今一度、私の方から要請したい

改良組合から同様の要望書が出されております。

お話を聞く限り、特に、東牧の雑灌木の繁茂による草地の減退が著しく繁殖牛の飼養・管理に支障をきたしているとのことでございましたので、まずは、その雑灌木の処理による草地回復を図る必要があると考え、担当に検討するよう指示したところでございます。

しかしながら、村内4つ全ての放牧場整備を早急に進めるには、行政のみでは限界があることから、受益者である畜産農家の皆様方と一緒に放牧場の維持・管理を進められればと思います、改良組合と協議を進めているところであります。

次に家畜市場の建設でございますが、現在、JAしまね隠岐どうぜん地区本部と建設に向けた協議を進めているところでございます。ご承知のとおり、村内における繁殖牛の飼養頭数は、Uインターン者を中心とした新規参入者が複数現れたことや、既存畜産農家の増頭により出荷頭数が大幅増となり、現家畜市場では手狭であり、また、市場老朽化等の問題から市場更新は必要と判断し、本年度、建設予定地取得を目指して当初予算にて予算措置をしたところでございます。

私としては、なるべく早く着手したいと考えておりますが、現在の家畜市場はJA所有であることから、施設完成後はJAが引き続き主体となって管

と思います。

Q3 幼児用品の寄付受付制度と貸与について

知夫村はチャイルドシートの購入費用の一部負担をしてはくれるが、幼児用品を譲りたい人の需要の方が大きく、個人間のみならず行政のリユース事業があることも重要ではないか。幼児用品の保証の問題があり公的には貸し出しづらい面もあるが、同意書など方法を工夫することによって貸し出しも可能だと考えるが今後の対応はどうなのか、村長の見解を伺います。

村長

幼児用品のリユース事業につきましては、以前、村民福祉課内で実施しておりましたが、マンパワー不足や少子化による利用者数の減等により、止むを得ず中止した経緯がございます。

現在、村内の子育て家庭において、そうした幼児用品等に対する需要が生じていることは、重要視する必要があると考えます。

議員ご提案の制度構築については、現在、村民福祉課が所管するファミリーサポート事業のネットワークを活用して対応できないか、個人間や民間を主体とした制度づくりは難しいのか等、何らかの体制がとれないか関係する部局で検討するよう指示したところでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

Q2 学童保育について

知夫村は、令和元年に全国人口増加率一位となり、『若い世代の移住増市区町村ランキング500』においても全国一位となっております。定住政策による人口増加は、他国からの侵略に対抗する抑止力の強化も図られることより、国防の重要な役割も果たしています。定住対策は、住んでからが課題であり、村民の誰もが『心地よく、安心安全で暮らしやすい、住んで良かった。』と思える対応が図られる必要があります。

以前、令和3年6月議会的一般質問において、学童保育の取組について質疑をさせていただきました。その後、現在は週3回の午後3時30分から午後5時まで6名の児童生徒の学童保育が行われています。今後、新1年生にな

る保護者はIターン者や共働きの家庭がほとんどで、子育てに不安を抱えていると多くの声を聞くことより、より一層の受け入れ体制の充実を図る必要があると思いますが、取組について村長の考えを伺います。

村長 村内の子育て世代は、Iターン者や共働きの家庭が多く、放課後の子供たちの見守りに不安を感じている状況にあることは、村としても重く受け止めなければならぬと考えています。

村と致しましては、そうした課題に対応するため、学校に併設されている知夫村図書館において、週3回、可能な限り、対応させていただいているところですが、それで十分とは考えておりません。

ちなみに、児童・生徒の放課後支援には、文科省管轄の児童保育、厚労省管轄の放課後児童クラブなど様々な形態がございますが、いずれの制度も職員の数や稼働日数等の規定があり、本村でそのまま活用することは難しいことから、いずれにも該当しない村独自の形態で対応しているところがあります。現状を申し上げますと、児童が3年生以上になりますと放課後に実施されます学校行事への参加等を事由に利用しない場合も多々あり、どのような形式が良いのか、制度の充実を図るにはどうしたらよいか、関係機関で協議を重ね本村に合致した子育て支援体

介類を活用したいところではあります。経営等を考えますと致し方ないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。また、原材料となる魚介類を仕入れる際に重要となるのが、鮮度が保たれたままでの仕入れということですので、活〆等による鮮度保持の常態化が今後の課題のようございます。

次に、定置網の実施の件でございますが、作業員の確保や設置場所の選定はじめ、現在操業されておられます漁業者との合意形成や加工場以外の販路が確保できるかなど多くの課題があると思っております。事業の実施自体が可能かどうかも含め、68会やJF、島根県等の関係機関と協議する必要がありますかと思っております。

最後に、担い手の問題でございますが、現在、研修生1名が地元の漁師に就いて技術習得に励んでいてと報告を受けております。四方を海に囲まれ、好漁場に恵まれている本村において、漁業は古くからの基幹産業であり、この島を守り続け、財産として残していただく多くの先人に思いを馳せますと、何としても存続させ後世に残さなければならぬ産業であります。

村と致しましては、そういった意味で本年度も漁業に従事したい方や関心のある方を全国から募り、漁業体験等を通して担い手確保に繋げたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

制づくりを目指す所存であります。いずれに致しましても、先般、政府が閣議決定いたしました「こども未来戦略方針」の全容が示されましたら、内容を精査した上で本村の次の世代を担うであろう子供たちの安全・安心、そして健全な育ちへ導けるような体制構築に向け、全力で取り組む所存でありますので、ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い致します。

Q1 公共牧場の整備計画とその実施について

島の面積の約半分を占める公共放牧場の効果もあって、Uターン者等による新規就農者が増え人口減少に歯止めをかけることが出来ている現状を大変喜ばしいことと実感しているところであります。しかしながら、この所の畜産業の現状は、コロナ禍の影響やウクライナ情勢に起因する円安の影響、更には飼料・資材等の入手難と異常な高騰にも関わらず、子牛の販売価格は下落するという厳しい現実に直面しています。



石橋議員

低コスト生産が可能であるとの謳い文句の公共放牧場も牧柵は傷み、草地は雑草の繁殖により減少が顕著となり、傾斜地や崖近く柵にも関わらず牧草を求めた結果、行方不明や墜落死の牛が非常に多いと聞いています。これでは安心した本村の一大産業と

胸を張って言うことは出来ません。農家が安心して放牧し、計画的に経営の拡大を図りながら安定した生計が立てられる様、早期に国・県・関係機関と交えて整備計画を打ち立て、実施していくべきと考えますが村長の所信を伺います。

村長 村と致しましては、中牧整備を継続することは勿論、本年度予算に計上しております畜産農家自らが自主的に整備に取り組める補助事業などを活用し、和牛改良組合等と協議の上、協力しながら牧野整備に取り組みたいと考えておりますので、ご理解いただきまますよう宜しくお願い致します。

また、飼料や資材の高騰による農家のコスト負担が増加していることや牛の販売価格の下落により収入が減少していることは、私も承知しております。村と致しましては、そうした事態が畜産農家の生産意欲を損なうことに繋がらないか危惧されますので、県の畜産担当者からの飼養管理に関する勉強会を実施していることをご報告させていただきます。

Q2 水産加工場の操業状況について

水産振興の一環として操業をスタートした加工場はまもなく2年が経過します。その間、漁業従事者に何か変化があったかという点、特段変わった様子も見当たりません。

加工場建設の際、数名(6~8人)の雇用の場となり、島内消費も期待できると力説していましたが、現状いかがでしょうか。また、水揚げ量は足りているのか、安定した経営は出来ているのかについても伺います。

村長 以前、大敷網は運営事業者がいなかったと聞きましたが、中小型定置網(5~6人規模)ではいかがでしょうか。公募でも68会(全域集落)にでも相談し、水揚げ量を増やすアイデアを募ることも必要と考えますがいかがでしょうか。

水揚げ量が増えれば、後継者育成の場もでき、すべてのサイクルが回るものと思いますが、村長の所信を伺います。

村長 ご質問にある職員の採用状況は、現在、責任者を除き4名の採用となっております。事業計画に記載されている雇用計画を見ますと、令和4年度でパートを含め3名、5年度に6名を目指す計画となっておりますので、ほぼ計画通りの採用だと思っております。

内閣府からのお知らせ

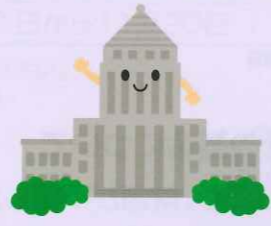
「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、7月12日に村内の一部の区域を注視区域として指定し、8月15日に施行しました。指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行います。詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

注視区域 隠岐知夫赤壁の周辺の区域

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL 0570-001-125 (平日9:30~17:30)

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索



思いやり駐車場 マナーアップ運動展開中!

島根県では、障がいのある方や、けがや病気などで歩行が困難な方に対して利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「思いやり駐車場制度」を導入しています。

お願い

- 1 「思いやり駐車場」は利用証をお持ちの方が利用できるスペースです。利用証を持っていない方は「思いやり駐車場」に車を停めないでください。
- 2 「思いやり駐車場」は、限りあるスペースです。利用証を持っている方も、体調が良いときは他の利用者へゆずる思いやりを持ちましょう。

制度へのご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■問い合わせ先/島根県障がい福祉課 TEL: 0852-22-6526

